

素案（R3年12月）

札幌市自治基本条例に基づく  
評価及び検討の結果について

<報告書>

2022年（令和4年）■月

第4次札幌市市民自治推進会議

## 報告にあたって

第4次市民自治推進会議（以下、「推進会議」という。）は、札幌市自治基本条例（以下、「条例」という。）第31条及び第32条に定める、市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び条例の規定についての検討を行うための機関として、2020年（令和2年）3月に発足しました。

2007年（平成19年）4月の条例施行から14年余りが経過していますが、この間、札幌市は条例の本旨である「市民が主役のまちづくり」の実現に向け、市民と行政の情報共有、市政及び身近な地域のまちづくりへの市民参加を推進するために、さまざまな施策の実施や制度の策定に取り組んできたものと認識しています。

また、令和2年頃からの全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、札幌市でも多くの取り組みが縮小や中止を余儀なくされている中で、市民自治を推進していくために工夫をこらし、できることを着実に取り組んでいくとの姿勢がうかがえます。

他方、条例の施行から相当程度の期間が経過していることもあり、さまざまな取組が定着してきた一方で、これまでの取組がどれ程の効果を挙げているか、しっかりと検証した上で、改めて将来の在り方を考えていくことが必要との思いも抱いたところです。

推進会議の発足から現在に至るまで、計■回の会議を開催しており、評価の対象が条例全体にわたる施策・制度に及ぶとともに、条例の規定についても検討が必要である等、広範かつ高度な議論が必要でしたが、各委員の市民自治推進に対する強い思いに基づき、活発な議論を重ねてきた結果、現状における課題を見出すことができたものと考えます。

当報告が、札幌市の施策・制度及び条例の規定についての見直しに役立てられ、ひいては札幌市における市民自治の推進に寄与することを期待しています。

### <第4次市民自治推進会議 委員>

(座長以外50音順、敬称略)

石黒 匡人 (座長)

池田 真弓

柴田 崇行

鈴木 克典

武岡 明子

皆川 智司

宮本 奏

## < 目 次 >

1 評価及び検討の概要	1
(1) 目的	1
(2) 施策・制度の評価の方法	1
(3) 条例の規定についての検討の視点	1
(4) 評価及び検討の工程	2
2 条例第31条に基づく施策・制度の評価の結果	3
(1) 多様性に係る取り組みについて（前文）	3
(2) 条例の認知度について（条例全体）	3
(3) 市民意見の市政への反映について（第13条）	3
(4) 市民自治の視点による行政評価の実施について（第19条）	4
(5) 市政への市民参加の推進について（第21条）	4
(6) 青少年・子どもへの自治基本条例の啓発について（第24条）	5
(7) 分かりやすい情報提供について（第26条）	5
(8) まちづくりセンターの体制について（第28条）	6
(9) 区におけるまちづくりについて（第29条）	6
(10) 国際的な観点からの評価について（第30条）	6
(11) 評価、見直しの仕組みの改善について（第31条）	6
(12) 市民意見を聴く手段について（第32条）	7
(13) 市民自治推進会議の検討結果等に対する市の扱いについて（第33条）	7
3 条例第32条に基づく条例の規定についての検討結果	8
(1) 前文について	8
(2) 条例全体について	9
(3) 第2条について	9
(4) 第8条について	10
(5) 第21条について	11
(6) 第22条について	11
(7) 第28条について	12
(8) 第31条について	12

資料集	■
札幌市自治基本条例	■
札幌市自治推進会議規則	■
第4次市民自治推進会議委員名簿	■
札幌市の主な施策・制度の整備及び運用の状況	
(1) 第2章 市民(第6条～第9条)	■
(2) 第3章 議会及び議員(第10条～第12条)	■
(3) 第4章 市長及び職員(第13条～第15条)	■
(4) 第5章 行政運営の基本(第16条～第20条)	■
(5) 第6章 基本原則によるまちづくりの推進(第21条～第29条)	■
(6) 第7章 他の自治体との連携・協力(第30条)	■
(7) 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及び条例の見直し(第31条～第33条)	■
第4次市民自治推進会議の概要・資料	■

※資料集については現在、最新情報への更新作業中です。  
 取りまとめが終わるのが1月に入る見通しのため、令和4年1月  
 開催予定の第11回会議の開催前に、改めて提供する予定です。

## 1 評価及び検討の概要

### (1) 目的

札幌市自治基本条例（以下「条例」という。）第31条で、市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならないとされており、その評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるように努めることとされている。

また、条例第32条で、市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずることとされている。

市民自治推進会議（以下、「推進会議」という。）は、札幌市が第31条に基づく市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び第32条に基づく条例の規定についての検討を行うにあたって、市民の意見を聴き、適切に反映させるための仕組みの1つとして、第33条に基づき設置される機関である。

第4次推進会議（以下、「当推進会議」という。）は、2020年（令和2年）3月18日からの2年間を任期とし、公募による市民委員2名を含む7名の委員で構成され、第31条及び第32条に基づく評価及び検討を行うことを目的としている。

### (2) 施策・制度の評価の方法

当推進会議は、条例第31条に基づき、条例の各条文と、それに関連する札幌市の施策・制度を照らし合わせて、これらが条例の趣旨に沿ったものとなるべく整備・運用されているか等について確認しながら、施策・制度についての評価を行った。

評価に当たっては、札幌市からの説明のほか、必要に応じて過去の推進会議による評価、市民アンケート結果など市民意識を示すデータ等も参考に、さまざまな観点から評価を行うよう努めた。

評価の結果、改善が必要と考えられるものについては、その課題や問題点を検証するとともに、改善に向けての方向性について、また、大きな問題は見受けられない事項についても、より市民自治を推進していくために取り組むべきことがあれば、その方向性について提言を行った。

### (3) 条例の規定についての検討の視点

当推進会議は、条例第32条に基づき、条例の規定について見直しが必要であるかどうか、札幌市の取組、市民の意識、社会情勢の変化等を踏まえ、市民自治のあるべき姿と照らし合わせながら検討を行った。

規定の見直しを行うに当たっての判断基準は、当該規定を改正しなければ、市民自治推進の取組を進めることが困難と考えられる場合や、現行の規定では時代とともに変化する項目に対応できる

内容となっていない場合等を基本として、その段階まで至らないが改善の余地がある項目は、条例の趣旨を実現していくために取り組むべき方向性について提言を行った。

#### (4) 評価及び検討の工程

当推進会議は、本報告に至るまでに計■回の会議を開催した。[表 1]

第 1 回の会議において、推進会議の趣旨や札幌市におけるこれまでの取組等についての説明を事務局から受け、第 2 回～第 3 回の会議で市民参加条例の在り方について議論を行い（同項目についての報告は別途取りまとめる予定）、第 4 回～第 7 回の会議において、札幌市からの説明及び関連資料の提示を受けながら、条例第 31 条及び第 32 条に基づく評価・見直しについて議論を行った。

第 8 回以降の会議では、これまでの議論を踏まえ、札幌市の施策・制度等に対する当面の評価及び条例の規定についての見直しに係る検討の総括と報告内容の整理を行った。

表 1 第 4 次市民自治推進会議の開催状況

第 1 回 2020 年(令和 2 年) 3 月 18 日開催	座長の選出、推進会議の趣旨・想定スケジュールの確認、事務局からの札幌市における市民参加の主な取組等の説明
第 2 回 2020 年(令和 2 年) 6 月 26 日開催	市民参加条例の在り方についての検討
第 3 回 2020 年(令和 2 年) 8 月 24 日開催	市民参加条例の在り方についての検討
第 4 回 2020 年(令和 2 年) 11 月 5 日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に前文・第 1 章～第 5 章)
第 5 回 2021 年(令和 3 年) 1 月 14 日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第 6 章)
第 6 回 2021 年(令和 3 年) 3 月 26 日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第 6 章)
第 7 回 2021 年(令和 3 年) 7 月 7 日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第 6 章～第 8 章)
第 8 回 2021 年(令和 3 年) 11 月 12 日開催	条例の規定についての検討の総括
第 9 回 2021 年(令和 3 年) 11 月 26 日開催	条例の規定についての検討の総括 札幌市の施策・制度の評価の総括
第 10 回 (書面会議形式) 2021 年(令和 3 年) 12 月■日開催	自治基本条例に基づく評価及び検討に係る報告書の内容についての検討
第 11 回 2022 年(令和 4 年) 1 月■日開催	自治基本条例に基づく評価及び検討に係る報告書の内容決定 市民参加条例の在り方についての検討の総括

## 2 条例第 31 条に基づく施策・制度の評価の結果

当推進会議が、条例第 31 条に基づき行った、札幌市のまちづくりに関する施策・制度についての当面の評価は、次のとおりである。

### (1) 多様性に係る取り組みについて（前文）

前文の中で、多様な価値観を認め合うことについて触れられているが、市では全国的にも早くから性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度を採用するなど、多様性の尊重に取り組んでいることが認められる。

2015 年に国連で採択された国際目標「SDGs」では、持続可能で多様性のある社会に向けて「誰ひとり取り残さない」ことが謳われ、市も「SDGs 未来都市」に選定されている。市はこうした世の中の流れを踏まえ、前文の理念を実現するための取組を更に進めていくべきである。

### (2) 条例の認知度について（条例全体）

条例の認知度について、令和元年度の市民インターネットアンケート調査では「知らない」との回答が約 7 割を占めており、第 3 次市民自治推進会議の報告書で、周知の効果をより高める方法を検討していくべきと提言されている。

しかしながら、市民にとっては、まちづくり活動に参加してから条例について知るということが多いと考えられるため、条例の名前や内容を知っているかどうかよりも、市民にとって欲しい情報が提供されているか、参加の選択肢がいろいろあることが身近に感じられるかなど、市民にとってまちづくり活動に参加しやすい環境・制度が整っているかということがより大事と考えられる。

### (3) 市民意見の市政への反映について（第 13 条）

市民の意思を把握し、市政の運営に反映させることについて、その取り組み具合を客観的に評価するためには、市民意見の総数から評価するだけでは不十分と考えられる。例えば、市民意見が市政に反映された数のような切り口など、これまでよりも更に踏み込んだ分析に取り組むべきである。

また、市民から寄せられる声には多くの苦情等も含まれていると思われるが、そうした苦情にはアイデアや参考にするべきところが含まれており、広い意味で市政への参加とも捉えられる。

このため、市は苦情等について数だけではなく、内容についてしっかりと把握して、市政の改善につなげていくことが必要である。

#### (4) 市民自治の視点による行政評価の実施について（第 19 条）

市は、事業所管部が行う評価の中に、市民自治の視点から事業を評価する項目を盛り込み、当該項目について、更に行政評価委員会が評価するといった方法など、市民自治の実現・推進の観点からの評価を行うことができるような項目を付加するべきである。

#### (5) 市政への市民参加の推進について（第 21 条）

##### ① 職員のための情報共有・市民参加推進の手引きの見直しについて

「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」について、策定から 10 年がたっており、SNS やオンラインの活用など情報共有、市民参加の形も変化してきていることから、市は内容の更新を図るべきである。なお、更新に当たっては、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないことを定めた条例第 21 条第 3 項第 4 号に関して、不利益を受けないようにするための具体的な手法や改善例なども掲載することが望ましい。

また、手引きの表題に「職員のための」と付いているが、どういう情報提供や市民参加の手法があるのか、市民こそ知る必要があることから、「市民のための」手引きも必要と考える。

##### ② 附属機関の委員について

条例第 21 条第 4 項に定められている附属機関について、第 3 次市民自治推進会議における評価では、女性委員比率 40%を達成するよう努めるべきとされていたが、令和元年度実績で約 30%であり、市は改善に向けて取り組むべきである。

なお、公募委員に関しては女性を積極的に採用しており、努力している面が認められる一方で、公募委員以外の女性委員比率は決して高いと言えず、委員の選出を依頼する相手先などに女性委員の選出について、可能な範囲でお願いするよう働きかけるなどの取り組みも必要と考える。

また、公募委員制導入機関の割合や、公募委員の割合についても一定の目標を設定して、市民自治推進本部で評価するといった取り組みを行うことが望ましい。その際、公募委員について附属機関の専門性等から採用を広げることが難しい理由があるのなら、その理由について市内部で確認・整理しておくことが必要と考える。

##### ③ 市民へのアンケートについて

アンケート結果について、どの程度を目指すべきか、どのような方法で取り組めばよいのかを考えるには、基準となる目標があることが望ましいが、内容によっては数値等で目標を置くことが難しい場合も考えられる。このため、アンケート結果については市民自治推進本部など市内部で提起し、結果をどのように捉えて今後取り組んでいくべきか、議論することが大事と考える。

更に、アンケート回答の選択肢について、単純に「そう思う」、「思わない」というもの以外に、



その理由について詳しく回答できる項目を設定したり、インターネットアンケートの回答者について、一番低い年齢区分が「39歳以下」でまとめられているものを20代と30代に分けたりするなど、より実態がつかめるよう工夫することが望ましい。

なお、アンケート項目については、経年的な変化を比べることも必要であり、むやみに変えない方がいい場合もあるが、毎回聞く質問と何回かおきに聞く質問を設けるなどしてもよいと考える。

また、市民へのアンケート結果は、市民自治の推進に当たって大きな指標の一つとなり得るが、アンケートだけに捉われることなく、例えば市民ワークショップへの応募者数の推移など、総合的・全体的に見ていくことが必要と考える。

#### ④ パブリックコメントについて

パブリックコメントに寄せられた市民からの意見を、各部局が採用したかどうかの判断が適正であったかどうか、条例案等についてはある意味で議会がチェックしていると言えるが、可能であれば、例えば行政評価委員会等、どこかでチェックする仕組みも考えていくことが望ましい。

また、パブリックコメント制度の実績を評価するために、市は寄せられた意見の件数だけでなく、出された意見のうち採用された意見が何件あったのかについても集計・公表すべきと考える。

#### ⑤ ワークショップの開催について

市民が参加するワークショップについて、第31条に基づく評価の機会としてだけではなく、第21条に基づく市政への市民参加としての意味合いから、パブリックコメントに並ぶような位置付けとして、市は積極的に実施していくことが望ましい。

### (6) 青少年・子どもへの自治基本条例の啓発について（第24条）

高校生や大学生ぐらいのときに、出前講座などにより自治基本条例について知ってもらいと、自分も参加しようという思いが目覚めて、大人になっても認識されると思われることから、市はそのような啓発の機会を増やしていくことが望ましい。

### (7) 分かりやすい情報提供について（第26条）

市は、附属機関の公募委員募集時に、その委員がどのようなことをやるのか、どのような役割が求められているか等について、より分かりやすく情報提供を行っていくべきである。

また、情報提供の方法について、市民各人その人が関心を持っている分野の情報が送られてくるようにするなど、更なる工夫に努めていってほしい。

## (8) まちづくりセンターの体制について (第 28 条)

場所や情報の提供以外に、まちづくりセンターに求められる大事な役割の一つが、町内会や地域組織の運営相談に乗ることであるが、その際、NPO の運営相談など市職員では限界があることについては、専門性や経験のある方を配置するなど、まちづくりセンターの機能を充実させる取組や施策が必要と思われる。

また、まちづくりセンターの自主運営について、市職員がいない状態で市民がまちづくりセンターの運営を行うことはハードルが高く大変と思われる。以前に月寒まちづくりセンターが自主運営を返上した際は、同センターは諸証明の即時発行をやっており数が多く大変だったという経緯があったが、概してまちづくりセンターで行っている諸証明の発行件数は少ないことから、地域の中でやらなくても良いという合意があれば、当該業務を外すような柔軟な対応も必要と考える。

## (9) 区におけるまちづくりについて (第 29 条)

市民ワークショップにおいて、区単位でボランティアを登録するような仕組みの提言や、区の会館で自由に使える場所をつくってほしいといった要望など、区に関する提案が数多く出ており、市民にとって区というのは身近な存在だと思われる。市でももう少し区に力を入れ、こうした提案を取り入れて検討していくことが望ましい。

## (10) 国際的な観点からの評価について (第 30 条)

第 3 次市民自治推進会議で、市民自治に関するアンケートに国際的な観点からの評価項目がないから加えてはどうかと指摘されており、多文化共生の観点から外国人の市民を対象にしたアンケートは別途行われているが、市民自治に関するアンケートにはそのような項目がない。

外国人の市民の方も増えている状況であるため、市は国際的な観点からの評価についてのアンケート項目も考えるべきである。

## (11) 評価、見直しの仕組みの改善について (第 31 条)

### ① 市民自治に係る取組の定期的・恒常的なチェックについて

市民自治に係る取組の評価や見直しの仕組みを充実させたり、実効性を高めたりしていくには、市民自治推進会議について数年おきに条例を見直すためだけの組織に留めておくのではなく、常設的な組織として市の取組について定期的なチェックを行う方法や、評価等を行うために必要な統計データを市が毎年取って、定期的に市民自治推進会議に示すことで恒常的なチェックという形で回していく方法など、やり方はさまざまであるが、何らかの仕組みの改善が必要と考えられる。

## ② 積極的な市民意見の聴取について

他の自治体では市民の意見を聴くに当たって、いわゆる待ちの姿勢ではなく、積極的にこういうことをしなければいけないということを明示しているところもある。

最近ではワークショップなど、積極的に市民の意見を聴きに行くための手法がいろいろとあるが、市でも、そのような手法を取り入れていくことについて、条例そのものではないとしても、文言の形でどこかに盛り込むことを検討すべきである。

なお、上記の検討に際して、市民意見の聴取について客観的・定量的なデータで、聴き方が足りないことを示すことができれば望ましいと思われる。

### (12) 市民意見を聴く手段について (第 32 条)

条例第 32 条の条文中にある「市民の意見を聴いたうえで」の部分に関して、区役所には町内会や、興味がある方からの意見が寄せられると思われるので、各区役所で地域の意見を吸い上げることで、更なる草の根の意見を聴くことができると考えられる。

### (13) 市民自治推進会議の検討結果等に対する市の扱いについて (第 33 条)

例えばパブリックコメントでは意見が出されたら、市は検討を行い、それに応じた修正をしたり、もし意見を採用できない場合は、なぜ採用できないのか検討結果を公表している。

市は、市民自治推進会議での検討結果や提言等についても同様に、市としてどう取り扱ったのか、結果や考え方を示すようにすべきである。

### 3 条例第 32 条に基づく条例の規定についての検討結果

当推進会議は、条例第 32 条に基づき、8 項目について検討を行った。その結果、条例の規定を見直す必要までには至らないが、各項目について提言を示すべきとの結論に至った。[表 2]  
検討の詳細については(1)以下に記載する。

表 2 条例第 32 条に基づく条例の規定についての検討項目

対象条項	概要	検討結果
前文	LGBT などの多様性に関する観点を盛り込むことについて	見直し不要。
条例全体	市民自治の視点によるチェックの仕組みを条例に盛り込むことについて	見直し不要。
第 2 条	「まちづくり」の定義に「防災」に関する内容を加えることについて	見直し不要。
第 8 条	市民の責務に地域社会に関する内容を加えることについて	現時点では見直し不要。
第 21 条	市政への市民参加に関する配慮事項に係る記述を見直すことについて	見直し不要。
第 22 条	住民投票に係る記述の内容を見直すことについて	見直し不要。
第 28 条	まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりに関する条文の内容を見直すことについて	現時点では見直し不要。
第 31 条	「評価」に係る記述を見直すこと及び市民自治推進本部の設置根拠を条例中に置くことについて	現時点では見直し不要。

#### (1) 前文について

##### □ 検討事項

LGBT の人々に対する世間の認知が急速に広がっており、多様性を認めていこうという流れがあることを踏まえ、こうした多様性に関する観点を前文に盛り込むべきか否かについて検討を行った。

##### □ 検討結果

見直しは不要。

ただし、多様性を尊重することは、これからますます重要になるものであり、LGBT に関係することも含めて今後も多様性を尊重するまちづくり、市政運営を進めていくことが必要である。

##### □ 検討における議論の概要

LGBT を始めとする多様性を尊重するという観点は重要なものであるが、前文には「多様な価値観を認め合って」という文言があり、LGBT もこの中に含まれていると考えられる。

また、LGBT について前文に盛り込むことで、市民に広く関心を持ってもらうことにつながると

の考え方もあるが、多様性についてはLGBT以外にもさまざまな観点があるため、前文の中に包含されているとすることが適当と考えられる。

## (2) 条例全体について

### □ 検討事項

条例第31条では、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価することが定められている。

市の施策やその運用等について、市民自治の視点に照らして、市の対応が正しかったかどうかを評価・チェックする仕組みに関して、それを盛り込むべきか否かについて、特定の条項についてではなく条例全体を対象に検討を行った。

### □ 検討結果

#### 見直しは不要。

ただし、市民自治の視点から市の施策やその運用等について評価・チェックすることは大変重要であり、そのための仕組みを整備する必要がある。

### □ 検討における議論の概要

条例第31条に、市民自治の視点による評価に関する仕組みの整備について定められているが、現状では評価の指標や仕組みについて十分に確立されていない状況にあるため、これらの充実に向けて取り組んでいく必要がある。

ただ、そのために条例の規定を具体的に見直すことは難しいと考えられる。

## (3) 第2条について

### □ 検討事項

条例第2条では「まちづくり」の定義について規定しているが、防災は市民にとって重要な位置を占めていると考えられることから、条文中に「防災」についての文言を加えるべきか否かについて検討を行った。

### □ 検討結果

#### 見直しは不要。

ただし、安全・安心な暮らしやすいまちの実現において、防災は非常に重要なことであり、市は例えば防災に関する条例等の制定など、市民への啓発に取り組んでいく必要がある。

### □ 検討における議論の概要

条例第2条では「まちづくり」の定義として、「地域社会における安全及び安心の推進」という

文言があり、これに防災も含まれていると考えられる。

また、防災について盛り込むことで、市民の関心を高めることにつながるとの考え方もあるが、地域社会における安全・安心には、防災のほかにも防犯や消防など、さまざまな観点があるため、条文中に包含されているとすることが適当と考えられる。

#### (4) 第8条について

##### □ 検討事項

条例第8条では、市民の責務として「まちづくりに参加」ということが条文化されているが、更に「良好な地域社会」「コミュニティ形成のためにともに助け合う」「絆」といった内容を盛り込むなど、地域社会の中でともに助け合い、協力し合いながら地域を形成していくという条項を加えるべきか否かについて検討を行った。

##### □ 検討結果

###### 現時点では見直しは不要。

ただし、前文に「多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い」という文言が入っており、市民のまちづくり活動や、その支援においては、こうした考え方を意識して取組を進めていく必要性が高まっているものとする。

また、議会や議員、市長については、条例第10条、第12条、第13条で「役割及び責務」と示しているが、市民については第8条のとおり「責務」のみとなっている。今後、条例改正を行うことがある際は、このように異なる取扱いをしている意味等を整理した上で検討する必要がある。

##### □ 検討における議論の概要

人と人との絆が大切という考え方は、町内会活動や防災の取組など、さまざまな状況が挙げられるが、市民がまちづくりに参加していく上で、近年重要になってきているものと思われる。

ただ、市民の責務として、地域とのつながりや絆といった文言を条文中に入れることは、そのようなことがあまり必要だと思わない人にとって、強すぎる内容と受け取られる懸念がある。

また、既に「地域の絆を大切に」という文言が前文に入っていることも踏まえると、このような考え方を意識して取組を進めていく必要性が高まっているということを提言するに留めることが適当であるとする。

なお、議会や議員、市長については、条例第10条、第12条、第13条で「役割及び責務」と示しているが、市民については第8条のとおり「責務」のみとなっている。表現の仕方としては強さに応じて義務、責務、役割などさまざまな文言が想定され、また、役割と責務の両方を記載するなどさまざまな考え方があると思われる。

条例策定の過程でいろいろな意見があって、現在の形に落ち着いたものと考えられるが、今後、条例の改正を行うことがある際には、改めてどのような文言であるべきか考え方を整理した上で、検討する必要があると思われる。

## (5) 第21条について

### □ 検討事項

条例第21条第3項には、市政への市民参加の機会を設ける場合に、市が配慮する事項が定められている。

近年、LGBTやSDGsなど新しい考え方が出てきていることを踏まえ、条文中の配慮事項について見直すべきか否かについて検討を行った。

### □ 検討結果

#### 見直しは不要。

ただし、市は自治基本条例を運用していくに当たり、その時々状況に応じた配慮事項について意識して取組等を進めていく必要がある。

### □ 検討における議論の概要

多様性に関する観点を前文に盛り込むべきか否かについての議論とも関わってくることだが、配慮すべき事項は、時代とともに変わっていくものである。

市は、あらゆる取組や活動において、そのような配慮事項を意識して進めていく必要があるが、条例としては第21条第3項第4号に「等」という文言が入っていることで、そのような考え方にについても含まれているとするのが適当と考えられる。

## (6) 第22条について

### □ 検討事項

条例第22条では、市は別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる旨が定められているが、住民投票について「市は」ではなく「市民は」といったように、市民からも住民投票の実施を求めることができる旨や、常設型の住民投票条例に関する内容を盛り込むべきか否かについて検討を行った。

### □ 検討結果

#### 見直しは不要。

ただし、市は住民投票に関する条例の制定について、市民からの発意による実施という観点も踏まえて検討を行うべきである。

### □ 検討における議論の概要

市民の意見を聞いた方が良いと思われる重要な問題が生じたとき、そこから住民投票条例を制定するのではなく、あらかじめ常設型の住民投票条例を制定しておいて、そのような事態が生じた際に、すぐ対応できるようにしておくことが望ましい。条例第22条を改正する必要はないが、市は住民投票実施に際して起こり得る事例等について調査を始めるなど、検討を行うべきである。

また、市民からの要望によっても住民投票を実施することができる旨を盛り込むことについても、併せて検討すべきと考える。

## (7) 第 28 条について

### □ 検討事項

条例第 28 条第 2 項の（地縁による団体を除く。）という部分があることにより、条文の意図する内容が分かりにくくなっていると思われるため、文言を変更すべきか否かについて検討を行った。

### □ 検討結果

現時点では見直しは不要。

ただし、今後、条例改正を行うことがある際は、併せて（地縁による団体を除く。）の部分削除しても問題ないか、法制的な可否について検討することが必要である。

### □ 検討における議論の概要

条例第 28 条第 2 項の（地縁による団体を除く。）という部分を入れることにより、まちづくり活動を行っている団体として、まず町内会、自治会等の地縁による団体を挙げて、更に地縁による団体以外にも、地域においてまちづくり活動を行っているものがあるという条文構成になっている。

仮に（地縁による団体を除く。）という文言を削除しても、違和感はなく読めることから、条文として問題は生じないと思われるが、法制的に問題ないかどうかまでは断定できず、現在の条文が間違っているという訳でもないことから、今後、条例改正を行うことがある際は、併せて当該文言を削除しても問題ないか、法制的な可否の検討が必要ということを提言するに留め、条文の見直しまでは不要と考える。

## (8) 第 31 条について

### □ 検討事項

条例第 31 条では、市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備する必要があることが定められている。

条文中で定めている「評価」について、市も自ら行うことを条文中に盛り込むべきか否か、また、評価・見直しを行うための仕組みの一つとして、市が要綱に基づき設置している市民自治推進本部に関して条例中に設置根拠を置くべきか否かについて検討を行った。

### □ 検討結果

現時点では見直しは不要。

ただし、市は自らも評価する仕組みを整理するものとして、その取り組みが不十分であるような



ら、必要に応じて条例の見直しも視野に入れるべきである。

また、市民自治推進本部については、その位置付けを踏まえ、運用方法等について更なる改善を図るべきである。

#### □ 検討における議論の概要

現行の条例が、市も自ら、施策又は制度について評価する必要があると定めているかどうかについて、条文の文言からは明確に読み取ることができないが、市が自ら評価することは当然に必要なことであると考えられ、市はそのための仕組みをしっかりと整理する必要がある。

また、市民自治推進本部の設置は、市が決定を行うに当たっての組織内部における運用上の話であり、条例で定めるような性質のものではないと考えられるが、市として評価を行うに当たり、十分に機能していないのであれば改善を図るべきである。